

令和6年度佐賀県工事技術調査結果報告書作成要領

- ・ 報告書の内容は概ね次のとおりとするが、必要に応じて適宜追加すること。
- ・ 必要に応じて参考資料を添付すること。

【表紙】 ※ 調査対象機関ごとに作成する。

令和6年度			
佐賀県工事技術調査結果報告書			
令和 年 月 日			
(調査団体名)			
(調査担当技術士名)			
調査実施日	令和	年	月 日 ()
調査機関名	佐賀県〇〇〇〇事務所		
調査場所	佐賀県〇〇〇〇事務所及び当該工事現場〇箇所		
調査立会者	佐賀県監査委員事務局	監査監	〇〇 〇〇
		副監査監	〇〇 〇〇
		係長	〇〇 〇〇
		〇 〇	〇〇 〇〇

【本文①】

I 調査の範囲及び方法

今回の調査は、調査対象期間（令和5年〇〇月～令和6年〇〇月）に竣工した工事の中から次の〇件について、関係書類及び一部の施工現場を調査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

調査対象工事一覧

番号	工事名	契約年月日	契約期間	当初	契約金額 (円)	当初
				変更後		変更後
1	〇〇〇第〇〇〇-〇〇号 〇〇〇地区 〇〇〇〇事業工事		～			
			～			
			～			
2			～			
			～			
3						

工事番号 号 工事名

調 査 事 項	調査結果		
	適正	指摘	助言
① 工事は目的を達成しているか(安全な構造、性能になっているか)			
② 調査・設計は適正か			
③ 経済的に計画、工法選定されているか			
④ 実施設計及び積算は適正か			
⑤ 特記仕様書・図面は適正か			
⑥ 施工計画・工事計画は適正か			
⑦ 設計変更は適正か			
⑧ 工事(施工)管理は適正か			
⑨ 経済的に施工されているか、割高になっていないか			
⑩ 出来高は設計どおりか、また、きれいな仕上がりになっているか			
⑪ その他			
<p>工事の個別調査結果の本文中、下線を引いた指摘・助言について転記する。 指摘、助言ごとに整理して転記する。</p> <p>指摘事項の内容説明（記載例）</p> <p>(1) 設計</p> <p>橋りょうの支承の設計、設計図面を作成する際、誤って右岸側の支承部を固定とし、これにより施工していたため、右岸側橋台については、地震時において、橋台に作用する水平力が、設計計算書において可動支承部としていた数値より増加し、許容曲げ引張応力度 50kgf/cm²を大幅に上回っていた。</p> <p>(2) 積算</p> <p>吹付法枠工費の積算における施工規模が 250m未満の場合の 20%加算は、施工する際の作業工程にかかわらず、1 工事全体の法枠総延長で判定することとされているが、対象工事</p>			

の法枠の総延長は 2,643m であるにもかかわらず誤って 20% 加算で積算し、工事費が 865 万円割高となっていた。

(4) 安全性

施行した道路の路面に 4.3 cm から 5.4 cm の高低差が生じていて、安全かつ円滑な交通が十分確保されていなかった。

(5) 経済性

ネットフェンスを既存の壁高欄を利用して設置すれば、より経済的に施工できると認められるのに、壁高欄を利用する設計としなかったため設計が過大となり、工事費が約 1,070 万円不経済になっていると認められる。

助言事項の内容説明(記載例)

(3) 施工計画

施工計画書は、「土木工事等共通仕様書」に基づき概ね適切に整備されている。

なお、施工計画書作成にあたっては、特記仕様書に明示されている事項についてはどのように実施するのか等具体的に明示されたい。

下記事項について留意されたい。

- ・排ガス規制型の建設機械を明示する。
- ・安全対策は図面を添付する(ダム河川総合開発工事特記仕様書)。

※「法令等に違反しているもの」は指摘欄へ、指摘以外で改善、検討等を要するもの、その他専門的な識見に基づく意見等は助言欄に○印を記入。

該当がない項目には斜線を引く。

※特記すべき事項があれば、⑩その他に記入する。

※指摘:～であった。～していた。等、断定する表現で結ぶ。

※助言:～されたい。～と考える。等、断言しない表現で結ぶ。例) 検討されたい。

【本文②】

※指摘と助言の区分を明確にすること。

※指摘、助言その他強調したい事項に太字、下線などで表示すること。

※指摘の元となる根拠もあわせて記載すること。

II 工事の個別調査結果

1 ○○第○○○-○○号 ○○○○地区 ○○○○事業工事

(工事目的・内容等を簡潔に記載する。)

(記載例) 当工事は山腹崩壊により土砂が流出して下流の人家等に被害を与える恐れがあるため山腹工と谷止工を施工したものである。

(1) 設計

(記載例 1)

設計不適切・設計過大などの事項はなく、適切に実施されていた。

(記載例 2) ※指摘例

橋りょうの支承の設計、設計図面を作成する際、誤って右岸側の支承部を固定とし、これにより施工していたため、右岸側橋台については、地震時において、橋台に作用する水平力が、設計計算書において可動支承部としていた数値より増加し、許容曲げ引張応力度 50kgf/cm²を大幅に上回っていた。

(参考：会計検査院 平成 12 年度決算検査報告)

(以下必要に応じて項目を増やす)

(2) 積算

(記載例 1)

積算過大、適用単価の誤りなどの事項はなく、適切に実施されていた。

(記載例 2) ※指摘例

吹付法枠工費の積算における施工規模が 250m 未満の場合の 20% 加算は、施工する際の作業工程にかかわりなく、1 工事全体の法枠総延長で判定することとされているが、対象工事の法枠の総延長は 2,643m であるにもかかわらず誤って 20% 加算で積算し、工事費が 865 万円割高となっていた。

(参考：会計検査院 平成 16 年度決算検査報告)

(以下必要に応じて項目を増やす)

(3) 施工計画

(記載例 1)

施工計画書は、「土木工事共通仕様書」や「施工管理の手引き」等に基づき作成され、施工体制、安全管理、施工法、施工管理、廃棄物処理など、よく検討され、充実した内容となっている。

施工法では道路改良工、カルバート工と地下埋設物防護工、舗装工など、施工管理では段階確認など詳細に計画されている。

(記載例 2) ※助言例

施工計画書は、「土木工事等共通仕様書」に基づき概ね適切に整備されている。

なお、施工計画書作成にあたっては、特記仕様書に明示されている事項についてはどのように実施するのか等具体的に明示されたい。

下記事項について留意されたい。

・排ガス規制型の建設機械を明示する。

・安全対策は図面を添付する（ダム河川総合開発工事特記仕様書）。

(以下必要に応じて項目を増やす)

現地調査結果

(4) 安全性

(記載例 1)

施行した道路の路面について、高低差は生じておらず、出来栄えに問題はなかった。

(記載例 2) ※指摘例

施行した道路の路面に 4.3 cm から 5.4 cm の高低差が生じていて、安全かつ円滑な交通が十分確保されていなかった。

(参考：会計検査院 平成 24 年度決算検査報告)

(以下必要に応じて項目を増やす)

(5) 経済性

(記載例 1) ※指摘例

ネットフェンスを既存の壁高欄を利用して設置すれば、より経済的に施工できると認められるのに、壁高欄を利用する設計としなかったため設計が過大となり、工事費が約 1,070 万円不経済になっていると認められる。

(参考：会計検査院 平成元年度決算検査報告)

(以下必要に応じて項目を増やす)

(6) その他

(記載例 1)

その他、特に指摘すべき問題点はなかった。

(記載例 2)

(※何か、特記すべき事項があれば記入)

(以下工事ごとに調査結果を記載する。)